

1 第174回国会概観

1 会期及び活動等の概要

(召集・会期)

第174回国会(常会)は、平成22年1月18日に召集された。開会式は召集日当日、午後1時から参議院議場で行われた。会期は、6月16日までの150日間であった。

(院の構成)

参議院では、召集日当日の本会議で、特別委員会の設置(災害対策、沖縄北方、倫理選挙、拉致問題、ODA、消費者問題)が行われた。

衆議院では、召集日当日、災害対策等の7特別委員会が設置された。

(国務大臣の演説・質疑)

1月18日、平成二十一年度第2次補正予算の提出に伴い、衆参両院の本会議で財政演説(菅財務大臣)が行われた。財政演説に対する質疑は衆議院本会議で翌19日、参議院本会議で20日に行われた。

1月29日、両院の本会議で政府4演説として施政方針演説(鳩山内閣総理大臣)、外交演説(岡田外務大臣)、財政演説(菅財務大臣)、経済演説(菅国務大臣)が行われた。政府4演説に対する質疑(代表質

問)は、衆議院で2月1日及び2日、参議院で2日及び3日に行われた。

(党首討論)

今国会において国家基本政策委員会合同審査会(党首討論)は2月17日、3月31日、4月21日に開会され、谷垣禎一自由民主党総裁及び山口那津男公明党代表と鳩山内閣総理大臣との間で討議が行われた。

(鳩山内閣の総辞職、内閣総理大臣の指名)

6月4日、鳩山内閣の総辞職を受けて、両院の本会議で内閣総理大臣の指名が行われた。投票の結果、菅直人民主党代表が第94代61人目の内閣総理大臣に指名された。獲得票数は、衆議院本会議で313票(投票総数477票)、参議院本会議で123票(投票総数237票)であった。

(菅内閣総理大臣の所信表明演説)

6月11日、両院の本会議で菅内閣総理大臣が就任後初の所信表明演説を行った。これに対する代表質問は、衆議院で14日、参議院で15日に行われた。

2 予算・決算

(1) 平成二十一年度第2次補正予算

平成二十一年度第2次補正予算2案は、現下の厳しい経済情勢に対応し、景気回復を確実にするため、緊急経済対策として、雇用、環境、景気、生活の安心確保、地方支援のために必要な経費の追加等を

内容とするものであった。

一般会計については、歳出面において、政府の掲げる「明日の安心と成長のための緊急経済対策」関連として、雇用について6,140億円、環境について7,768億円、景気について1兆5,742億円、生活の安心確保

について7,849億円及び地方支援については3兆4,515億円、合計7兆2,013億円を計上し、このほか、平成二十一年度第1次補正予算の執行の見直しによる執行停止額の減額2兆6,969億円を含む既定経費の減額等を行う一方、歳入面においては、租税等について課税実績や企業収益の動向等を勘案して、9兆2,420億円の減収等を見込むほか、なお不足する歳入については、やむを得ざる措置として9兆3,420億円の公債の追加発行を行うことなどを内容とするものであった(補正後の公債依存度は52.1%)。

これらの結果、平成二十一年度一般会計第2次補正予算後の予算の総額は、一般会計第1次補正後予算に対し歳入歳出とも846億円増加し、102兆5,582億円となった。

このほか、特別会計予算については、国債整理基金特別会計、労働保険特別会計など14特別会計について所要の補正を行うこととされた。

平成二十一年度第2次補正予算2案は1月18日に提出された。

衆議院では、予算委員会で、平成二十一年度第2次補正予算2案について、1月20日に趣旨説明を聴取し、21日、22日、25日に質疑を行い、討論の後、可決した。同日の本会議で平成二十一年度第2次補正予算2案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、予算委員会で、平成二十一年度第2次補正予算2案について、1月26日に趣旨説明を聴取し、同日及び27日に質疑、28日に締めくくり質疑(いずれの質疑も鳩山内閣総理大臣以下全大臣出席)を行い、討論の後、可決した。同日の本会議

で平成二十一年度第2次補正予算2案は可決、成立した。

(2)平成二十二年総予算

平成二十二年総予算3案は、一般歳出について、子ども手当、診療報酬の改定などを含む社会保障費関係27兆2,686億円、高校の実質無償化や科学技術分野の研究支援など文教及び科学振興関係5兆5,860億円、戸別所得補償制度のモデル対策経費などを含む農林水産関係2兆4,517億円を計上し、景気対策に万全を期すため1兆円の経済危機対応・地域活性化予備費及び限度額1兆円の非特定議決国庫債務負担行為を合わせ2兆円規模の財政上の措置を講じることを内容とするものであった。

一般歳出の総額は53兆4,542億円となっており、前年度当初予算に比べ1兆7,233億円の増となった。

地方財政については、国税及び地方税の税収の落ち込みに対し、補てん措置を講じるほか、地方における歳出改革を継続しつつ、地方公共団体が雇用情勢等を踏まえた当面の地域活性化に向けた施策等を円滑に実施できるよう、地方交付税を1兆4,850億円加算している。この結果、地方交付税交付金等については、前年度当初予算と比べ9,044億円増加し、過去最高水準の17兆4,777億円となっている。

これらに国債費20兆6,491億円等を合わせた一般会計総額は、前年度当初予算と比べ3兆7,512億円増加の92兆2,992億円となった。

一方、歳入については、租税等の収入は、現下の経済状況を踏まえ、前年度当初予算と比べ8兆7,070億円減少の37兆3,960

億円、その他収入は、特例的な財政投融资特別会計財政融資資金勘定からの受入れ4兆7,541億円及び外国為替資金特別会計からの受入れ2兆8,507億円を含め、10兆6,002億円を見込むほか、新規国債発行額は、44兆3,030億円とするものであった。

平成二十二年度総予算3案は、1月22日に提出された。

衆議院では、予算委員会で2月4日に趣旨説明を聴取し、2月5日から質疑を行い、3月2日に質疑を行った後、採決の結果、撤回のうえ編成替えを求めるの動議(自民及び共産提案)を否決し、3案を原案どおり可決した。同日の本会議で平成二十二年度総予算3案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、予算委員会で3月3日に趣旨説明を聴取し、同日及び4日に基本的質疑(鳩山内閣総理大臣以下全大臣出席)を行い、その後一般質疑を5日(鳩山内閣総理大臣及び関係大臣出席)、8日、9日、11日、12日、15日、17日に行った。このほか、集中審議(鳩山内閣総理大臣及び関係大臣出席)を10日(政治姿勢一般)、12日(経

済・財政)、18日(社会保障・雇用等)、23日(外交・防衛)に行ったほか、公聴会を16日に行った。また、各委員会における委嘱審査を19日(常任委員会)及び23日(特別委員会)に行った。24日に締めくくり質疑(鳩山内閣総理大臣以下全大臣出席)を行い、採決の結果、平成二十二年度総予算3案は可決した。同日の本会議において平成二十二年度総予算3案は可決、成立した。

(3) 平成二十年度決算等の審議

平成二十年度決算及び国有財産関係2件(平成二十年度国有財産増減及び現在額総計算書、平成二十年度国有財産無償貸付状況総計算書)は、第173回国会において平成21年11月24日に提出され、参議院では、11月30日の本会議で平成二十年度決算の概要についての報告及び質疑を行った。

今国会において、決算委員会では1月27日に平成二十年度決算外2件について概要説明を聴取した後、2月4日に全般質疑を行い、4月5日から5月17日まで7回にわたり省庁別審査を行った。

3 法律案・条約

(審議の概況)

内閣提出法律案は、今国会提出64件のうち35件(成立率約54.7%)が成立し、継続2件のうち1件が成立した。

参議院議員提出法律案は、今国会提出18件のうち、2件が成立した。

衆議院議員提出法律案は、今国会提出35件、継続7件のうち、今国会提出の8件が成立した。

条約は、今国会提出14件すべてが国会の承認を経た。

(1) 平成二十一年度補正予算関連法案

1月18日、平成二十一年度第2次補正予算の関連法案として、地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第1号)及び雇用保険法の一部を改正する法律案(閣法第2号)が衆議院に提出された。

このうち閣法第1号は、地方財政の状況等にかんがみ、地方交付税の総額を確保するため、平成21年度分の地方交付税の総額について加算措置を講ずることを内容とするものであった。

また閣法第2号は、現下の厳しい雇用失業情勢の下、雇用保険制度の当面の安定的運営を確保することを目的として、当初の国庫の負担に加え、求職者給付及び雇用継続給付に要する費用の一部に充てるため、3,500億円を負担することを内容とするものであった。

衆議院では閣法第1号は総務委員会、閣法第2号は厚生労働委員会それぞれ審査が行われ、いずれも1月25日に両委員会で可決した。同日の本会議で平成二十一年度第2次補正予算の採決に続いて両案の採決が行われた結果、両案はいずれも可決され、参議院に送付された。

参議院でも、閣法第1号は総務委員会、閣法第2号は厚生労働委員会において、それぞれ審査が行われ、いずれも1月28日に両委員会で可決された。同日の本会議で、平成二十一年度第2次補正予算の採決に続いて両案の採決が行われた結果、両案はいずれも可決、成立した。

(2) 平成二十二年度歳入関連法案

平成二十二年度総予算に係る歳入関連法案としては、平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案(閣法第3号)が1月22日に、所得税法等の一部を改正する法律(閣法第14号)が2月5日に、地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第17号)及び地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第18号)が2月9日に、それぞれ衆議院に提出さ

れた。

このうち、閣法第3号は、平成22年度における国の財政収支の状況にかんがみ、同年度の適切な財政運営に資するため、同年度における公債の発行の特例に関する措置、財政投融资特別会計財政融資資金勘定からの一般会計への繰入れの特例に関する措置並びに外国為替資金特別会計及び食料安定供給特別会計調整勘定からの一般会計への繰入れの特別措置を定めることを内容とするものであった。また閣法第14号は、個人所得課税、法人課税、国際課税、資産課税、消費課税、市民公益税制、納税環境整備、租税特別措置等について所要の措置を講ずるものであった。

衆議院では、2月16日の本会議で、歳入関連法案の趣旨説明及び質疑を行った後、閣法第3号及び閣法第14号は財務金融委員会において、閣法第17号及び閣法第18号は総務委員会において、それぞれ審査が行われ、いずれも3月2日に両委員会で可決された。同日の本会議で平成二十二年度総予算3案の採決に続いて各案の採決が行われた結果、各案はいずれも可決され、参議院に送付された。

参議院では、3月10日の本会議で各案の趣旨説明及び質疑を行った後、各案は財政金融委員会及び総務委員会で審査が行われた。

財政金融委員会では、閣法第3号及び閣法第14号について、3月16日に趣旨説明及び質疑、23日に質疑及び参考人質疑、24日に質疑(鳩山内閣総理大臣出席)を行い、討論の後、いずれも可決し、両案に対し附帯決議を行った。

総務委員会では、閣法第17号及び18号

について、3月18日に趣旨説明、23日及び24日に質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

3月24日の本会議で平成二十二年度総予算3案の採決に続いて各案の採決が行われた結果、いずれも可決、成立した。

(3)平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律案

平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律案(閣法第6号)は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために、平成22年度において、子どもを養育している者すべてに対し、子ども一人につき月額13,000円の子ども手当を支給するため、1月29日に衆議院に提出されたものである。

衆議院では、2月23日の本会議で趣旨説明及び質疑を行った後、厚生労働委員会で24日に趣旨説明及び質疑、3月5日に質疑、9日に参考人質疑、10日及び12日に質疑を行い、討論の後、修正議決した。この修正の内容は、検討条項において、「政府は、児童養護施設に入所している子どもその他の子ども手当の支給対象とならない子どもに対する支援等を含め制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」との一項を加えること及び原案において設けられている検討条項について、「子ども手当の平成二十三年度以降の制度の在り方等」を「平成二十三年度以降の子育て支援に係る一般的な施策の拡充」に改めることであった。法案は16日の本会議で修正議決し、参議院に送付された。

参議院では、3月17日の本会議で趣旨説明及び質疑を行った後、厚生労働委員

会で18日に趣旨説明及び質疑、23日に質疑、24日に参考人質疑、25日に質疑(鳩山内閣総理大臣出席)を行い、可決した。法案は翌26日の本会議で可決、成立した。

(4)公立高校授業料不徴収及び高等学校等就学支援金支給法案

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律案(閣法第5号)は、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、公立高等学校について授業料を徴収しないこととするとともに、公立高等学校以外の高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けられるようにするため、1月29日に衆議院に提出されたものである。

衆議院では、2月25日の本会議で趣旨説明及び質疑を行い、26日に文部科学委員会で趣旨説明、3月5日に質疑、9日に参考人質疑、10日及び12日に質疑を行い、討論の後、修正議決した。この修正の内容は、法案の附則に、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする旨の規定を加えるものであった。法案は16日の本会議で修正議決し、参議院に送付された。

参議院では、3月19日の本会議で趣旨説明及び質疑を行い、文教科学委員会で23日に趣旨説明、25日に質疑、26日に参考人質疑、30日に質疑(鳩山内閣総理大臣出席)を行い、討論の後、可決した。法案は翌31日の本会議で可決、成立した。

(5) 雇用保険法等一部改正案

雇用保険法等の一部を改正する法律案(閣法第8号)は、現下の厳しい雇用失業情勢を踏まえ、非正規労働者に対するセーフティネット機能の強化、雇用保険の財政基盤の強化等を図るために被保険者の要件の見直し等所要の措置を講ずるため、1月29日に衆議院に提出されたものである。

衆議院では、3月11日の本会議で趣旨説明及び質疑を行い、17日に厚生労働委員会で趣旨説明及び質疑、19日及び24日に質疑を行い、討論の後、可決した。翌25日の本会議で可決し、参議院に送付された。

参議院では、3月26日の本会議で趣旨説明及び質疑を行い、厚生労働委員会で26日に趣旨説明、30日に質疑を行い、討論の後、可決した。法案は翌31日の本会議で可決、成立した。

(6) 刑法及び刑事訴訟法の一部改正案

刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案(閣法第53号)は、近年における人を死亡させた犯罪をめぐる諸事情にかんがみ、これらの犯罪に対する適正な公訴権の行使を図るため、これらの犯罪のうち法定刑に死刑が定められているものについて公訴時効の対象から除外するとともに、これらの犯罪のうち法定刑に懲役又は禁錮が定められているものについて公訴時効の期間を延長するほか、刑の時効について改めるため、3月12日に参議院に提出されたものである。

参議院では、法務委員会において4月1日に趣旨説明、6日に質疑、8日に参考人質疑、13日に質疑を行い、討論の後、可決し、附帯決議を行った。法案は翌14日の本

会議で可決し、衆議院に送付された。

衆議院では、法務委員会において4月16日に趣旨説明、20日に質疑、23日に参考人質疑、27日に質疑を行い、可決した。法案は27日の本会議で可決、成立した。

(7) 口蹄疫対策特別措置法案

口蹄疫対策特別措置法案(衆26号)は、平成22年4月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するため、口蹄疫のまん延を防止するための措置、口蹄疫に対処するために要する費用の国による負担等、生産者等の経営及び生活の再建等のための措置等の特別の措置について定めるため、5月26日に衆議院農林水産委員会で委員会提出の法律案として提出することが決定されたものである。法案は翌27日の本会議で可決し、参議院に提出された。

参議院では、農林水産委員会で5月28日に趣旨説明を行った後、可決された。法案は同日の本会議で可決、成立した。

(8) シベリア等抑留者特別措置法案

戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法案(参第9号)は、戦後強制抑留者が、戦後、酷寒の地において、長期間にわたって劣悪な環境の下で強制抑留され、多大の苦難を強いられたこと、その間において過酷な強制労働に従事させられたこと等の特別の事情にかんがみ、及び戦後強制抑留者に係る強制抑留の実態がまだまだ十分に判明していない状況等を踏まえ、これらの戦後強制抑留者に係る問題に対処するため、戦後強制抑留者の労苦を慰藉するための特別給付金を支給するための措置を講じ、併せて強制抑留の実態調査等に関する基本的な方針の策定について定め

るため、5月20日に参議院総務委員会で委員会提出の法律案として提出することが決定されたものである。法案は翌21日の本会議で可決し、衆議院に提出された。

衆議院では、総務委員会で6月16日に趣旨説明を行い、討論の後、可決された。法案は同日の本会議で可決、成立した。

4 調査会

第168回国会に設置された、国際・地球温暖化問題に関する調査会、国民生活・経済に関する調査会、少子高齢化・共生社会に関する調査会は、いずれも3年間の調査

の経過及び結果を記載した調査報告書(最終報告)を議長に提出するに至らなかった。

5 その他

(1) 国会同意人事案件

今国会に提出された国会同意人事案件は、16機関55名であり、すべて同意した。なお、議院運営委員会において所信聴取を行った人事案件は人事官1名であった。

(2) 決議

決議案は、4件が提出され、「国立ハンセン病療養所における療養体制の充実に関する決議案」(5月19日提出、同月21日可決)の1件が可決した。

(3) 参議院改革の動き (参議院改革協議会)

5月21日、専門委員会の協議経過について、専門委員長から報告を受けた後、専門委員会から提出された報告書を本協議会の報告書として議長に提出することに決定した。

なお、通常選挙後の調査会については、具体的な協議を議院運営委員会理事会に

ゆだねることとした。

(参議院改革協議会専門委員会(選挙制度))

2月17日、一票の較差の現状について事務局から説明を聴取した後、参議院の選挙制度の在り方について、学識経験者から意見聴取を行い、質疑を行った。次いで、委員間の意見交換を行い、今後の参議院の選挙制度改革の工程表作成を専門委員長に一任することとした。

4月7日、専門委員長から提示された「今後の大まかな工程表(案)」について、意見交換を行った。

5月14日、「今後の大まかな工程表(案)」を了承するとともに、専門委員長から提示された「参議院改革協議会専門委員会(選挙制度)報告(案)」を本専門委員会の報告書として座長に提出することに決定した。